



## 必要性と事故例

### ご存知ですか？

会社の経営に伴って、**役員個人が賠償責任を負う**ことがある。

賠償請求されたら**役員個人が弁護士費用を負担**しなければならない。

こうした場合に**役員個人の資産を守る保険**がある。



経営を取り巻く環境の変化は、ますます激しくなるばかりです。

会社経営の舵取りが難しくなるなかで、時には大きく舵を切ることが必要な場面もあります。

経営方針の転換

取引先の見直し

事業承継

リストラ

決断しなければならない時でも、役員個人の資産にまで被害が及ぶことはできれば避けたい、少なくとも家族までそうした危険に巻き込むことは避けたい。

エリートエースは、会社経営に伴って発生する賠償責任から**役員個人およびご家族の財産を守るための保険**です。

**しかも保険料の90%が損金処理できます。(10%は全役員で分担)**

## 中小企業における役員への損害賠償請求想定事故例

状 況	事 故 内 容	役員が支払った賠償金と訴訟費用
新規事業を計画していたが、計画途中で取りやめた。新規事業に関連する取引を打診していた取引先Aは増産のための設備投資をしており、大きな損失を受けた。	Aは新規取引の打診をしてきた担当取締役に対して、損害賠償請求を起こした。和解により解決したが、担当取締役は和解金500万円と弁護士費用100万円を支払うことになった。	賠償金 500万円 + 弁護士費用 100万円 = 600万円
製造販売している商品に欠陥が発生し、回収費用の負担やその後の急激な売上減少により、欠陥商品発覚からわずか半年で会社が倒産した。原材料の納入業者Bが多額の未収債権を抱えることとなった。	Bは債権回収のため、全取締役を相手に1億円の損害賠償請求を行った。裁判の結果、欠陥製品の販売は会社の内部統制に問題があったとして、5名の取締役が連帯して1億円の賠償金を支払うよう命令された。裁判費用200万円、弁護士費用も5人分で1,000万円かかった。	賠償金 1億円 + 裁判費用 200万円 + 弁護士費用 1,000万円 = 1億1,200万円
業績不振により会社が倒産し、大口取引先であるCは回収不能の売り掛債権を抱えてしまった。取締役経理部長のミスにより、決算書類に誤りのあることが倒産後発覚した。社長自身には個人資産を担保とした借入れはなく、別事業を立ち上げ再起を図ろうと考えていた。	Cは債権回収のため、社長個人に損害賠償請求を行った。裁判の結果、Cの売掛債権は決算書類を信用したためであり、社長はその責任を負うべきであるとして、Cの未収債権額と同額の7,000万円の支払が命じられた。社長はその上裁判費用100万円、弁護士費用700万円を負担した。	賠償金 7,000万円 + 裁判費用 100万円 + 弁護士費用 700万円 = 7,800万円
創業者社長が息子に社長を譲り、自身は非常勤の会長となって経営の一線から退いた。息子である新社長が長いつきあいのある仕入先Dとの取引を取りやめた。その後、Dは倒産した。	Dの元社長が新社長に対し損害賠償請求を起こす主旨の内容証明郵便を弁護士を通じ送付してきた。弁護士に対応してもらい和解により解決した。新社長は和解金300万円、弁護士費用100万円を支払った。	賠償金 300万円 + 弁護士費用 100万円 = 400万円
同族企業で親族以外の少数株主としてオーナー社長の旧友Eがいるが、近年両者の関係が疎遠になり経営方針をめぐって論争が頻発してなか、社長の独断により、新規事業を拡大させたが失敗し、多額の損失が発生した。	Eから社長に対し、会社の被った損失に株主代表訴訟が起こされた。和解により社長は800万円を会社に支払い、和解に伴う弁護士費用は100万円かかった。	賠償金 800万円 + 弁護士費用 100万円 = 900万円
以前から親密な取引先数社に株を保有してもらっている。この取引先の中の1社FがM&Aにより経営者が変わり、取引条件面で様々な要求が出されてきているおり、新規大口取引先が倒産し、未収売掛金のため、赤字決算となった。	与信管理を怠ったことが原因として、Fから取締役全員に会社への損害賠償請求が起こされた。裁判の結果、取締役に対し3,000万円の支払が命じられた。取締役は賠償金3,000万円、裁判費用500万円および弁護士費用600万円を支払うことになった。	賠償金 3,000万円 + 裁判費用 500万円 + 弁護士費用 600万円 = 3,650万円

## 実際にあった未上場企業の役員賠償裁判例

概 要	判 決	裁判所	時 期
未上場の食品会社で食品衛生法上認められていない添加物が使用され、会社は巨額の損失を出した。取締役が事実の公表を怠ったことが損失の原因であると株主から賠償請求された。	社長と専務にそれぞれ約5億3,000万円、その他の取締役約2億1,000万円、総額約30億円の支払命令	大阪高裁	平成18年6月
未上場の賃貸ビル業者が、新規事業として銀行から借入れを行い株式投資をしたが失敗し、巨額の損失を出した。取締役の経営判断の誤りとして株主から賠償請求された。	取締役3名に対し、約3億円の支払命令	東京地裁	平成5年9月
未上場の情報サービス会社が、取締役と一部の株主の海外旅行の費用を支払った。他の株主から旅費の支出は不当であり、これを決定した取締役に対して損害賠償請求がなされた。	取締役に対し、約150万円の支払命令	那覇地裁	平成13年2月
結婚式場会社代表取締役が、会社の経営が悪化していたことを取引先である派遣会社と引出物納入業者に隠して、取引を継続し、結果的に倒産した。取引先が代表取締役に対し未収代金を賠償請求した。(倒産に至るまでに代表取締役は個人資産を担保に銀行から借入れをして、会社債務の弁済に充てていた。)	代表取締役に対し、約5,000万円の支払命令	東京地裁	平成6年3月
不動産業者の従業員が顧客に対して詐欺行為を行い失踪、その後会社が倒産した。詐欺被害にあった顧客が当時の社長の監督責任を理由に賠償請求した。	社長に対し、約600万円の支払命令	東京高裁	昭和62年8月
建設会社が倒産し、下請会社が未収工事代金回収のため、常務取締役と取締役総務部長に対し、賠償請求をした。下請会社は建設会社の決算内容を信じて工事を請け負ったが、決算書類に虚偽があった。(社長の個人資産は全て抵当に取られているため、他の取締役を相手に訴訟したもと思われる。)	常務と総務部長に対し、約4,700万円の支払命令	横浜地裁	平成11年6月

● 訴訟が提起されても、判決にまで至らずに和解で解決するケースが多いのが現実です。

取扱代理店

保険システム株式会社  
〒950-0087  
新潟県中央区東大通2-4-1  
新潟パナソニックビル6F  
TEL 025-243-7374 FAX 025-243-0921

引受保険会社

 **エース損害保険株式会社**  
ace insurance

本社  
〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー  
phone 03-5740-0602 (代)